

事業主の皆様へ

民間求人サイトと連携し、
広く情報発信！

大都市の人材を
茅野市へ！

移住を検討している人たちに
特化した求人サイト！

長野県「信州で働こう！」 マッチングサイトへ登録しませんか？



マッチングサイトに登録されている
求人に応募し、採用された移住者は
移住支援金の対象に！

移住支援金とは

※茅野市の対象要件となります

市内企業等の担い手不足の解消、地域課題の解決、移住の促進を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）から茅野市へ移住しマッチングサイトに掲載する求人に応募して採用された方に、**移住支援金（単身：10万円、世帯：20万円、子育て加算（18歳未満）20万円/人）**を交付する事業を実施しています。

対象者

- ①東京23区に在住・就労している方（※勤務地は問いません）
 - ②東京圏のうち条件不利地域以外に在住し、東京23区へ通勤の方
- 直近10年間のうち、
5年以上の期間が必要です
- ①もしくは②のどちらかに当てはまり、マッチングサイトの求人を通して採用された方

お問合せ

茅野市移住・交流推進室

TEL：0266-72-2101（内線236）

Mail：iju@city.chino.lg.jp

お問合せ
フォーム（市）



詳細・登録は
こちら（県）



マッチングサイト



対象法人等の要件

- ①官公庁等_{※1}（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと
- ②資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと
- ③みなし大企業_{※2}ではないこと。ただし、②の要件の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、※2の項目の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
- ④本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人_{※3}であること
- ⑤雇用保険の適用事業主であること
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- ⑧長野県の税金に未納がないこと

※1株式会社や一般社団法人等であっても国又は地方公共団体が設立・出資又は出捐している場合は「官公庁等」に含む。

※2ア発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

イ発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
ウ資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※3医療法人、社会福祉法人、NPO法人及び事業協同組合並びに個人事業主及び法人格を持たない団体を含む。

掲載する求人の要件

- ◆雇用形態は、週20時間以上の無期雇用であること
- ◆勤務地は、東京圏以外の地域であること
- ◆長期雇用を前提とする求人であること

